

令和7年度茨城県介護テクノロジー定着支援事業 主な問い合わせ（9/5更新②）

No.	キーワード	内容	回答
1	補助対象者	令和8年1月に開設予定の事業所は補助対象となるか。	交付申請時点において、介護保険法に基づく指定を受けていること。 なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、交付申請時点において、事業を開始していること。
2	補助対象者	<u>障害者総合支援法に基づく事業所・施設は、補助対象外ということか。</u>	<u>お見込みのとおり。</u>
3	補助要件	「SECURITYACTION」の宣言は、いつまでに行えばよいか。	交付申請までに宣言すること。 なお、事前協議においては、「宣言済み」又は「交付申請までに宣言予定」の場合、補助要件を満たしていると判断する。
4	補助上限額	補助上限額や下限額はあるか。	補助上限額は、要項別表のとおり。 なお、事前協議の総額に応じ、特定の機器や補助上限台数を制限する場合がある。 補助下限額は、定めていない。
5	補助対象経費	<u>リース及びレンタルは、補助対象となるか。</u>	<u>購入のほか、リース及びレンタルも補助対象となる。</u>
6	付帯経費	重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要な経費にスマートフォンは含まれるか。	専ら介護テクノロジーを使用するための端末であり、重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要な場合は補助対象となる。
7	付帯経費	介護テクノロジーの搬入・設置費用は補助対象となるか。	重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に付帯して必要な場合は補助対象となる。
8	介護ソフト	介護ソフトの5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、補助対象となる金額は。	補助対象額は実績報告日までに事業所が支払った金額となる。 （例） ・全額支払った場合→全額が補助対象 ・1年分支払った場合→1年分の金額が補助対象
9	介護ソフト	事業所の利用者数（患者等）に応じて料金変動する介護ソフトは補助対象となるか。	補助対象となる。 なお、補助対象額は実績報告日までに事業所が支払った金額となる。
10	介護ソフト	<u>導入済みの介護ソフトのアクセス権を増やすことは、補助金の対象となるか。</u>	<u>導入済みの介護ソフトが補助対象となる介護ソフトの場合、アクセス権（ライセンス）の追加に係る費用も補助対象となる。</u>
11	その他の機器	清掃ロボットは補助対象となるか。	業務用清掃ロボットは、その他の機器として補助対象となり得るが、家庭用清掃ロボットは、補助対象とならない。
12	その他の機器	<u>業務用清掃ロボットと判断する方法は。</u>	<u>県が個別に判断する。</u>
13	パッケージ型導入支援	事業所へ既に導入されている見守り機器と連動可能なインカムの導入は「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」として申請可能か。	申請不可。 パッケージ型導入支援として申請可能な組合せは、要項別紙に記載のとおり。
14	留意事項	<u>要項別紙に記載のある「同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない」とは。</u>	<u>原則として、「1つの重点分野（目的）に対し、複数の機種を導入する場合、1機種のみ補助対象となる」ということ。</u>
15	事前協議	<u>特別養護老人ホームにおいて、従来型とユニット型の指定を受けている場合、事前協議を2つに分ける必要があるか。</u>	<u>指定を受けている事業所ごとに分けて協議する必要がある。</u>
16	事前協議	「事前協議書」の記載方法について、2. 協議額に記載すべき金額は。	「所要額調書（参考様式1～4）」により算出した各所要額（太線囲い箇所）を記載すること。
17	変更交付申請	<u>交付決定後に導入する機器の後継モデルが発売された場合、補助事業の内容を変更することは可能か。</u>	<u>要項第12条に定める「変更交付申請」の手続きにより変更可能。</u>
18	実績報告	<u>機器の導入期日はいつか。</u>	<u>実績報告期限は、令和8年1月30日。</u> <u>なお、実績報告書の添付書類として「領収書又は支払いが確認できる書類」が必要となる。</u>
19	業務改善計画	「業務改善計画様式」の記載方法について、A5セル（介護テクノロジー導入支援事業）とA6セル（介護テクノロジー定着支援事業）のどちらに○を付ければよいか。	A6セル（介護テクノロジー定着支援事業）に○を付けること。
20	その他	令和6年度に県が実施した「介護施設等生産性向上推進事業補助金」は、今年度も実施するか。	実施予定なし。